

# 小児救命救急医療の今後の整備についての提案

すべての重篤な小児救急患者に、地域において必要な救命救急医療を提供する

## 搬送と受入れ体制の整備

- 都道府県が、小児科医を構成員に含む協議会を設置して、小児救急患者の搬送及び受入れの実施基準を策定
- 小児救急医療体制の中に小児救命救急医療を位置付けるとともに、小児の救命救急医療を担う医療機関を整備
- 小児の救命救急医療を担う医療機関を医療計画に明示し、住民へ周知
- 小児の救命救急医療については、必要に応じて県域を越えた連携を構築

## 小児の救命救急医療を担う医療機関に期待される機能

- すべての重篤な小児救急患者を、診療科領域を問わず、24時間体制で受入れ
- 小児救急専門病床の設置
- 地域の医療機関と連携し、これらの医療機関では対応できない重篤な小児救急患者の受入れ
- 超急性期を脱した小児救急患者を、必要に応じて、高度な小児専門医療を提供できる医療機関(小児専門病院を含む)へ転院
- 急性期を脱した小児救急患者を、後方病床へ転床・転院させ、小児救急専門病床の空床を確保
- 小児救急医療の臨床教育・研修を担い、地域医療や地域保健に深く関与

